議決した条例関係議案など

六月定例会では、市長から条例の一部を改正するための議案六件、その他の議案三件（補正関係議案、人事関係議案を除く）が提出されました。

議会では審議の結果、鎌倉市職員の退職手当に関する条例及び鎌倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例は多数の賛成により、他の条例改正議案及びその他の議案を総員の賛成により可決しました。

また、議員から教育基本法改正の慎重審議を求めることに関する意見書の提出についての議会議案が提出されましたが、この議案質疑を行っている中で、国会での議論を見守りたいため、撤回したいとの申し出が議案提出議員からあり、議会もこれを承認しました。**（※議案の撤回については文末参照）**

議案の内容は次のとおりです。

《条例の一部改正》

◎鎌倉市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

労働者災害補償保険法による災害補償との均衡を図るため、地方公務員災害補償法等の一部を改正する法律の施行に伴い、複数就業者（議員等が他の職業を持っている場合等）の就業の場所から勤務場所への移動（自宅から就業地を経由して勤務地に行く場合）を通勤の範囲に加えようとするもので、規定の整備を行うものです。

◎鎌倉市営住宅条例

昭和二十六年に建設され老朽化した市営極楽寺住宅（稲村ガ崎一丁目）を廃止するため、名称の削除等、規定の整備を行うものです。

◎鎌倉市職員の給与に関する条例及び鎌倉市任期付職員の採用等に関する条例

国家公務員の給与構造改革に準じて、本市職員の給与制度を、給料表において、平均四・八％の引き下げを行うとともに、昇給については、勤務成績をきめ細かく反映させることができるよう、一つの号級を四分割し、一年間における勤務成績に応じ、良好な成績で勤務した場合には四号級昇給することとし、昇給期は年一回とするもので、地域手当については、平成二十二年度から十五％となるよう現行の十％を今年度から毎年度一％ずつ段階的に引き上げようとするものです。

また、給与構造改革とは別に、超過勤務手当については、労働基準法の趣旨に合わせて、あらかじめ割り振られた一週間の正規の勤務時間を超えて振替勤務した場合にその割増分を超過勤務手当として支給しようとするほか、任期付職員の給料については、国に準じて平均六・六％引き下げるものです。なお、付則において経過措置として、引き下げ後の給料月額が、引き下げ前の給料月額に達するまでの間、引き下げ前の給料月額との差額を支給します。

◎鎌倉市職員の特殊勤務手当に関する条例

社会情勢の変化や安全衛生管理の向上により、制度創設時の特殊勤務手当の対象業務の危険性、困難性及び特殊性が薄れたものについて、現行二十種類ある特殊勤務手当のうち、行旅死亡人等処置作業手当、看護婦の予防接種従事手当、用地買収交渉手当、年末年始勤務手当、水質特殊検査業務手当、変則勤務従事者手当の六手当を廃止するほか、ねずみ族及び昆虫等駆除作業手当、清掃作業従事手当、保健師の療養指導手当、公害検査手当、滞納整理等業務手当、現場作業手当、障害児訓練業務手当の七手当について支給対象とする業務内容を限定するなどの見直しをするものです。

◎鎌倉市職員の退職手当に関する条例

国家公務員退職手当法の改正に準じて、退職手当について算定方法及び支給率の見直しを行うもので、退職日の給料月額に退職事由別の勤続年数に応じた率を乗じて得た額を基本額として、新たに、在職期間にその者が属していた級に応じて定める月額の六十月分の合計額である調整額を加え、職員の貢献度をより退職手当に反映させようとするものです。

また、勤続期間の区分及び支給率の見直しを行うため、支給率の段差が少なくゆるやかな上昇となるよう中期勤続者の支給率を引き上げ、長期勤続者の支給率を微減しようとするほか、育児休業期間のうち、子が一歳に達した日の属する月までの月数の除算については、現行の二分の一を三分の一とするものです。

◎鎌倉市国民健康保険条例

高齢者医療の抜本的な改革を柱とする医療制度改革関連法案が国会において可決し、この中で、国民健康保険法等の一部改正が行われたことに伴い、七十歳以上の高齢者のうち、就労をするなどして現役並みに所得がある者が医療機関にかかったとき、窓口における保険負担金額の自己負担割合を二割から三割に引き上げるものです。また、国民健康保険料率の算定の基となる基礎賦課総額算出に当たっての経過措置を平成二十一年まで継続するものです。

《その他》

◎市道路線の認定

台四丁目一二七四番一一地先から同所一二七八番一〇地先ほか三路線は、いずれも開発行為に伴い、築造された道路であり、一般の交通の用に供するため、道路法の規定に基づいて認定するものです。

◎不動産の取得

鎌倉市学校建設公社が建設した市立御成小学校校舎及び体育館のうち、校舎三号棟の一部を市の買収計画に基づき、引き続き取得するものです。

取得面積は、校舎等の延べ床面積の約三・六％に当たる二百六十五・五三平方㍍、取得価格は、九千八百六十七万八千円で、取得後は、約九十・八％の取得率になります。

※議案の撤回…議会に提出された議案を、当初から提出しなかったのと同様の状態にすること。撤回しようとする場合は、議会の承認が必要です。

5月臨時会開催される

緊急に議会の議決を必要とする案件が生じたため、五月二十九日に五月臨時会が開かれ、損害賠償請求事件に係る議案一件が市長から提出されました。審議の結果、多数の賛成により可決しました。

◎損害賠償請求事件について

平成十六年二月十六日、固定資産税の評価額が過大であったため、相続税の過大納付を余儀なくされたとして、市に対して損害賠償を求める訴訟が横浜地方裁判所に提起され、本年五月十七日に判決がありました。

判決では、固定資産税の評価額と相続税の因果関係があるとされ、市が平成三年に本件土地の固定資産税の評価額を修正する際、補正を見過ごした重大な過失があったとして、被控訴人に対し、総額千九百五十六万六百円の賠償金の支払いなどを命じられました。

市は裁判の中で、相続税は被控訴人がみずから申告、納税したものであり、損害は生じていないこと。仮に損害があったとしても、市の行為と被控訴人が主張する損害との間には、そもそも法的因果関係は存在しないこと。また、平成三年当時の市の評価には過失がないことなどを主張しましたが、これらの主張がまったく認められなかったため、横浜地方裁判所での原判決を取り消し、被控訴人らの請求を棄却することを求め、東京高等裁判所に控訴しようとするものです。

議会では、今後、固定資産税の評価に当たって、その基準を具体的に文章化するなど統一的な判断が行える体制の整備を図る必要があるとの意見がありましたが、本件を妥当としました。

自治基本問題調査特別委員会が設置される

議会では、六月二十二日の本会議において委員十名からなる自治基本問題調査特別委員会を設置しました。

市が本年四月に策定した鎌倉市第三次総合計画第二期基本計画では、計画の前提として、最初に市民自治を掲げ、市民自治の基本理念、基本原則、市民参画と協働の仕組みなど、自治体運営の基本を明らかにする（仮称）自治基本条例を市民と協働で制定するとされています。また、地方分権が着実に進む中、全国の自治体において、自治体の憲法とも言われる自治基本条例制定に向けた動きが活発化しています。

こうした状況を背景として、議会では、議会運営検討会において議会のあり方について検討する中で、自治基本問題については、行政だけでなく議会としても一定の意思や考え方を示していく必要があるという点で意見がまとまったことを受け、特別委員会の設置に向けて準備をしてきたものです。

今後、この特別委員会では、市民自治の基本となるルールづくりに向けて、市民自治のあり方、議会の役割・機能など自治基本問題に関する調査研究をしていくことになります。

なお、この特別委員会は、目的を達するまで設置され、議会の閉会中にも審査することができます。

自治基本問題調査特別委員会委員

委員長	山田　直人（民　主）
副委員長	前川　綾子（同　志）
委　員	久坂くにえ（民　主）
〃	納所　輝次（公　明）
〃	三輪裕美子（ネット）
〃	小田嶋敏浩（共　産）
〃	高野　洋一（共　産）
〃	髙橋　浩司（自　民）
〃	伊東　正博（同　志）
〃	森川　千鶴（ネット）

特別委員会とは

地方自治法第百十条では、議会は常任委員会のほかに特別委員会を置くことができると定められています。

本市議会には現在、四つの常任委員会（総務、文教、観光厚生、建設）が設置されていますが、特別委員会は、二つ以上の常任委員会の所管に及ぶ案件や特に重要で一つの常任委員会における負担を超える案件を審査する場合に、議会の議決により設置されるものです。

公平委員会委員

六月定例会に市長から公平委員会委員の選任についての議案が提出され、議会では総員の賛成により同意しました。選任された方は、次のとおりです。

小林栄三郎氏（今泉台在住）

小林氏は、引き続いての選任で、任期は平成十八年六月二十七日から平成二十二年六月二十六日までの四年間です。

補正予算

六月定例会に一般会計補正予算議案が提出され、審議の結果、総員の賛成により可決しました。

補正の内容は歳入歳出いずれも一億三千八百六十万円を追加するもので、補正後の総額は五百四十四億七千六百六十万円になります。歳出の内容は、次のとおりです。

総務費…市民組織支援の経費の自治会・町内会等支援事業である梶原山町内会館建設に係るコミュニティ助成事業補助金に要する経費の追加。

民生費…心身障害者福祉の経費の心身障害者施設整備助成事業である知的障害者更正施設鎌倉やまなみに係る施設整備事業補助金に要する経費の追加。

土木費…公園の経費の公園維持管理事業である今泉台町内会が実施する緑化事業に係るコミュニティ助成事業補助金に要する経費の追加。

また、歳入の内容は、前年度繰越金の追加と総務費及び土木費のコミュニティ助成事業補助金の財源として、コミュニティ助成事業費収入の追加です。

編集後記

インターネットによる個人のブログやホームページが活用される時代ではありますが、一方で各会派代表で構成される議会広報委員会による「議会だより」の編集・作成は、できるだけ偏りのない内容を市民の皆様にお伝えする、という意味でも、改めて大変重要なことと思います。

先号より、今までの新聞折り込みによる配付から、直接各家庭に配付するようになりました。ぜひ読まれた感想や意見をお寄せください。より分かりやすい紙面づくりに努力・検討を重ねてまいります。

また、庁舎入口右側に議会予定をお知らせする掲示板を設置しました。特に二月、六月、九月、十二月の年四回の議会中の動きが主になりますが、議会を市民の皆様の身近において頂きますよう、お願いいたします。

（A・M）

議会広報委員会

委員長　萩原　栄枝
副委員長　納所　輝次
委　員　久坂くにえ
委　員　高野　洋一
委　員　前川　綾子
委　員　髙橋　浩司